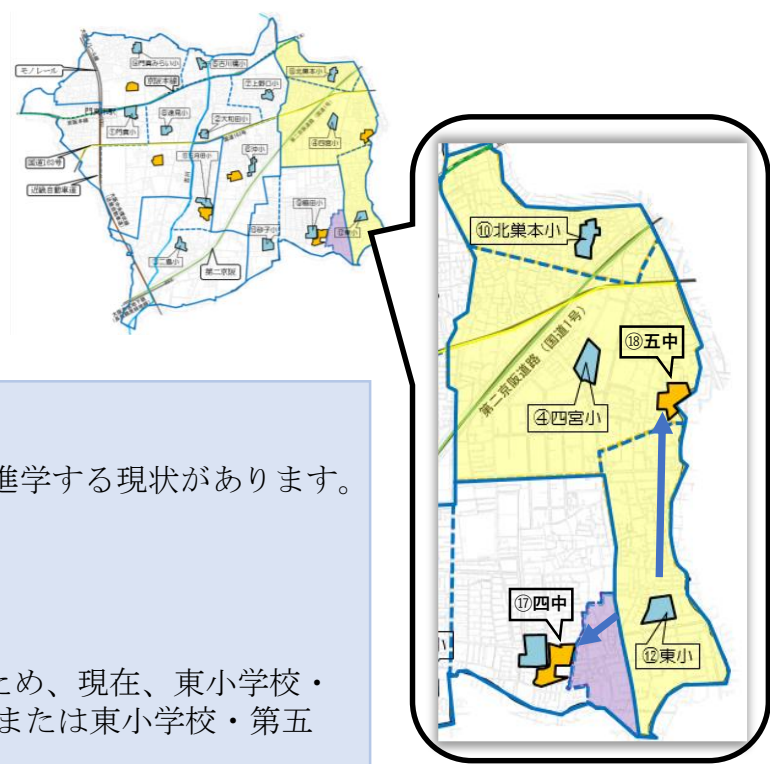


令和5年 門真市教育委員会
第2回定例会 議案第3号 資料

令和5年2月22日
門真市教育委員会
教育企画課

東小学校区 江端地域の通学区域について

小学校通学区域		中学校通学区域	
東小学校	江端町8番から39番まで（35番1号から3号までを除く。）、岸和田1丁目、岸和田2丁目、岸和田3丁目、岸和田4丁目、東江端町	第四中学校	脇田小学校校区、東小学校校区（江端町に限る。）、砂子小学校校区
		第五中学校	四宮小学校校区、北巢本小学校校区、東小学校校区（江端町を除く。）



現状

東小学校卒業後、第四中学校と第五中学校の2つの中学校に分かれて進学する現状があります。
⇒ 横のつながり、縦のつながりを創ることが難しい状況です

学校適正配置審議会の答申

「東小学校から2つの中学校に分かれて進学するという現状を見直すため、現在、東小学校・第四中学校校区である江端町を、具体的提言(1)の新統合小中学校校区、または東小学校・第五中学校校区のいずれかに統一すること」について提言がありました。

門真のめざす教育とこれからの学校づくり実施方針

内容

東小学校から2つの中学校に分かれて進学する現状について、現在の子どもたちや地域のつながりを踏まえ、東小学校及び保護者等や、地域の関係者等の意見を伺いながら、検討していくこととします。

実施に向けて

東小学校から2つの中学校に分かれて進学する現状を検討するにあたり、その際に必要な方策、調整が必要な期間等について検討するため、対象となる東小学校及び保護者等や、地域の関係者等と共に検討を行う場を設置し、具体的な検討を進めることとします。

令和2年度

- 8月 東小校区会長会へ、答申の説明
PTA役員へ、答申の説明
- 11月 東小校区会長会へ、実施方針案の説明
- 2月 東小校区会長会へ、実施方針案の再説明→パブコメ

令和3年度

- 4月 東小校区会長会へ、全体説明会の説明と回覧依頼
- 8月 全体説明会予定もコロナ禍により延期
- 10月 東小校区会長会 教育長訪問
- 11月 東小校区全体説明会（東小学校体育館）
- 1月 江端地域の意見交換会予定もコロナ禍により延期

令和4年度

- 4月 第1回意見交換会開催（自治会長、PTA地区会長等）
- 7月 PTA役員会にて、保護者アンケート送付周知
東小学校教職員向けアンケート事前周知
- 10月 江端地域の保護者へアンケート実施
- 11月 第2回意見交換会開催（自治会長、PTA地区会長等）

主なご意見

現在の東小校区のまとまりを大事にしてほしい

新統合学校へ通学できるようにしてほしい

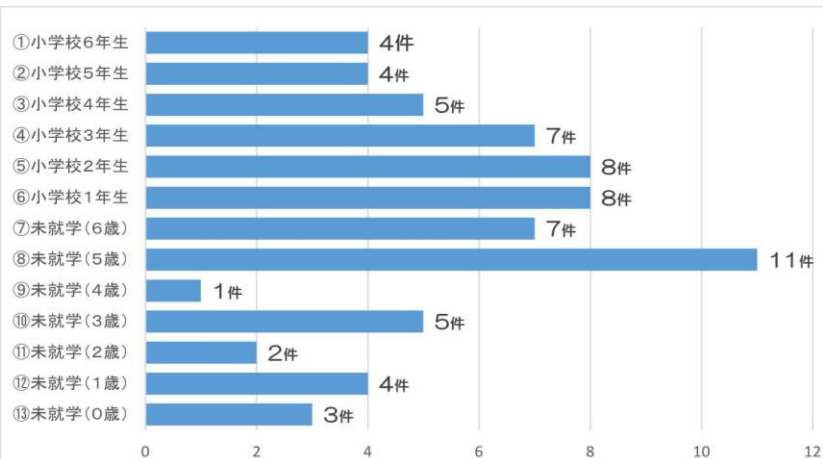
保護者全員(未就学児含)にアンケートを取ってほしい

在校生に配慮してほしい

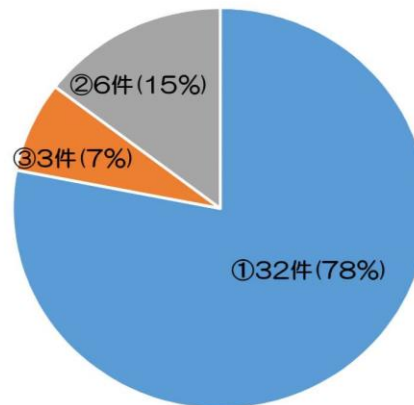
保護者アンケートの実施と結果について

アンケート送付数（江端地域にお住いで、0歳～小学校6年生までの児童がいるご家庭）	95件
回答数	41件
回答率	43.2%

質問1 お子様の学年または年齢をお聞かせください。
（お子様が2人以上おられる場合は、全て選択）【複数選択可】

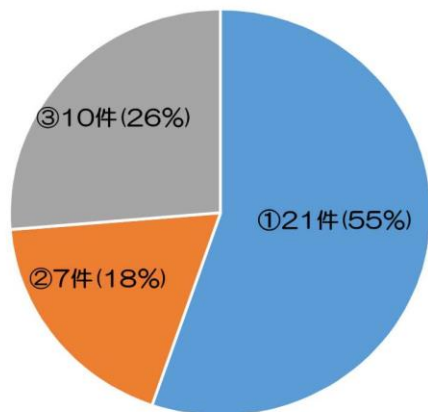


質問2 通学先を東小学校→第五中学に一本化することに対し、新しく設置する小中一貫校へ通うことも認めて欲しいというご意見もあります。このことについて、どう思われますか。



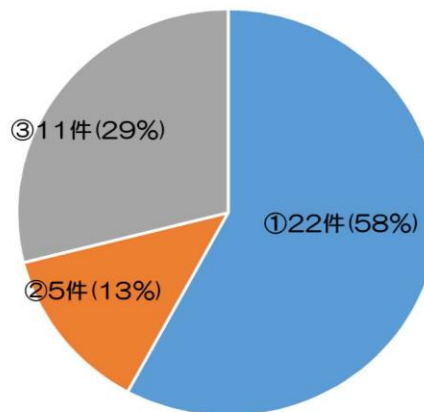
- ① 新しく設置する小中一貫校へ通うことを認める
- ② 新しく設置する小中一貫校へ通うことを認めない（全員東小学校に通い、卒業後は第五中学校へ進学するほうが良い）
- ③ どちらでもよい

質問3 新しく設置する小中一貫校へ通う選択を可能とする場合、選択するタイミングにも様々な意見がありますが、次のうちいずれが望ましいと思いますか。



- ① 小学校入学時から小中一貫校を選択できる（小学校1年生から、小中一貫校に9年間通うことを選択できる）
- ② 中学校入学時から小中一貫校を選択できる（小学校6年間は東小学校に通学、卒業後に小中一貫校編入を選択できる）
- ③ どちらでもよい

質問4 新しく設置する小中一貫校へ通う選択を可能とする場合、開校時期となる令和8年4月に、通学先の選択が必要になります。令和8年の在校生についても、選択を認めることについてどう思われますか。



- ① 在校生にも選択を認める（小学校2年生～6年生及び中学校1年生～3年生も選択可能）
- ② 在校生は既に通っている学校へそのまま通う
- ③ どちらでもよい

- ① 東小学校区は全域を第五中学校区とする。
- ② 地域の活動については、これまでの東小学校区の活動状況を考慮して、従来どおりとする。
- ③ 江端地域の令和8年度以降の通学先については、従来の中学校通学区域や子どもたちの通学距離を考慮して、就学開始（小学校入学時）に新しく設置する小中一貫校へ通学することを選択することができる。また、令和8年3月末時点で東小学校に在籍する江端地域の児童生徒（令和7年度の卒業生を含む）については、令和8年4月の開校時点から当面の間、新しく設置する小中一貫校へ編入することができる。
- ④ 令和8年度4月以降に就学する児童については、就学開始時の通学先の選択により下記のとおりとする。
 - 東小学校への通学を選択した場合は、第五中学校へ進学
 - 小中一貫校への通学を選択した場合は9年間通学

江端地域の通学区域に関して定めた方針について

- 江端地域の通学区域を令和8年4月に変更する。
- 原則として、東小学校区は第五中学校区とする。
- 江端地域は当面の間、就学開始時に新しく設置する小中一貫校への通学を選択できる。
令和8年4月以降の就学児童は、就学時期の通学先の選択により下記の通りとする。
 - ① 東小学校への通学を選択した場合は、第五中学校へ進学
 - ② 小中一貫校への通学を選択した場合は9年間通学

【経過措置1】

- 令和8年3月末時点で東小学校に在籍する児童は当面の間、新しく設置する小中一貫校へ通学先を変更できる。(東小学校卒業後、小中一貫校へ変更することも可)

【経過措置2】

〈参考〉令和8年度（義務教育学校の開校年度）時点で小中学校に在籍する子どもたちの令和4年度（現在）時点の学年（年齢）について

R4時点	1歳	2歳	3歳	年少	年中	年長	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
R8 4月時点 新校開校	年中	年長	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	7年生 (中1)	8年生 (中2)	9年生 (中3)	卒業